

# 学校いじめ防止基本方針

小山市立寒川小学校

## はじめに

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

小山市立寒川小学校（以下「本校」という。）では、本校の学校教育目標「つよい かしこい うつくしい 健やかで元気な子 自ら学ぶ子 思いやりのある子 地域を愛する子」を実現するために、これまでも「いじめ対策アクションプラン」を作成し、「いじめは決して許されない行為である」との認識のもと、「児童一人一人が居がい感のある学級づくり」を目指し、いじめの防止等に当たってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「栃木県いじめ防止基本方針」「小山市いじめ防止基本方針」（H30.5月改訂）に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止と早期発見、早期対応・解決に取り組むよう「小山市立寒川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめられた児童の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、行為から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ防止対策委員会」へ情報共有することは必要となる。

## (2) いじめの防止等の対策に関する基本理念（法第3条）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの未然防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## (3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

上のいじめの定義・基本理念を踏まえ、いじめは「どの子どもでも、どの学校でも起こりうるものである。」「加害・被害という二者関係だけでなく、観衆・傍観者の存在にも注意を払う。」との認識をもって、「いじめは絶対に許さない、いじめを受けた児童を徹底して守る」という姿勢で、学校全体で組織的にいじめ防止等の対策に取り組んでいく。

### ◆「学校いじめ防止基本方針」を定める意義

- ・学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害者への支援につながる。

<おやまっ子いじめゼロ宣言> いじめゼロサミット2013にて採択

- ・相手のことを考え、困っていたり悩んでいた人を見過ごしません。
- ・元気のない友達に声をかけ、進んで助ける優しさと、一歩進み出す勇気を持ちます。
- ・一人一人のよいところをたくさん見つけ、誰もが仲間であるという気持ちを大切にします。
- ・「おはよう、ごめんね、ありがとう」心を込めて伝えます。
- ・お互いに助け合い、励まし合い、みんなが笑顔で過ごせる学校にします。

<美田中学校区いじめゼロスローガン>いじめゼロサミット2014にて採択

- ・勇気をもって、手を取りあい、笑顔の花を咲かせます

<寒川小いじめゼロ宣言>寒川小代表委員会（平成25年）にて採択

- ・友だちのよいところを見つけて仲良くします
- ・友だちに「いっしょに遊ぼう」と声をかけます
- ・心をこめて「ありがとう」の気持ちを伝えます

<今年度 寒川小クラスのいじめゼロスローガン>

- 1年生
- 2年生
- 3年生
- 4年生
- 5年生
- 6年生

別紙

※いじめ防止強調週間に合わせて、各クラスで話し合っ決めて。

※1, 2, 3年（下学年） 4, 5, 6年（上学年）に分かれて

## 2 いじめの未然防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、いじめの未然防止等に関する取組を実効的に行うために、「寒川小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめのささいな兆候や児童からの訴え等を、特定の教員が抱え込むことがないよう組織として対応する。

委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、児童指導主任、学習指導主任、人権教育主任、養護教諭、担任とする。なお、内容や条件によって、校長は、必要に応じて、他の教職員や学校関係者・関係機関等（小山市教育委員会・青少年相談室・家庭相談員・中駐在所・栃木県教育委員会・児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校相談員等）の出席を求めることとする。

本校対策委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成（P）・実行（D）・検証（C）・修正（A）を行う中核としての役割
- (3) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有

- (5) いじめの疑いに関する情報があった場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有とともに、関係ある児童に関するアンケートや聞き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割
- (6) いじめられた児童に対する支援やいじめた児童に対する指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、対応を組織的に実施するための役割
- (7) 「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかを検証し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを運用する役割

### 3 いじめの未然防止等に関する取組

- (1) いじめを生まない教育活動の推進（いじめの未然防止）
  - (ア) いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえて、「学校には、その管理下に置いて児童生徒の心身の安全を守る責務がある」ことを全教職員が認識する。
  - (イ) いじめの未然防止に関する考え方や方針等を児童や保護者等に提示し、「学校いじめ防止基本方針」に沿った取組を実施する。
  - (ウ) 児童同士、児童と教職員とのかかわりを大切にし、Q-U検査等を有効に活用し、互いに認め合い、共に成長していく「居がい感のある」学級づくりを進める。
  - (エ) 児童の活動や努力を認め、自己存在感を育む分かりやすい授業づくりに努める。
  - (オ) 「生活のきまり（よい子の1日）」や「学習のきまり」をもとに、あいさつや整理整頓、正しい言葉づかい等の基本的な生活習慣を定着させる。
  - (カ) 教育活動全体をとおして、道徳教育・特別活動・人権教育・総合的な学習の時間等の充実を図ると共に、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
  - (キ) 「いじめ防止強調週間」「人権集会」「心を育てる学校教育の日」等を活用し、いじめについて、児童自ら深く考え、自らの力でよりよい学校を創る意識をもつことや、傍観者とならずいじめを止めるための行動をとることなどの重要性を理解する機会とするように児童会による活動を促し支援する。
  - (ク) 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの被害者や加害者にならないように指導する。
- (2) いじめの早期発見の取組
  - (ア) 児童がSOSを出しやすい教育相談体制とする。
    - ①担任による定期的な全児童との教育相談を実施する。
    - ②相談者を選ぶ「相談ポスト」による随時教育相談を実施する。
    - ③養護教諭との情報の共有化を図る。
  - (イ) Q-U検査（年2回）や学校生活アンケート調査により、実態を把握し、早期に対応する。
  - (ウ) 教職員による「いじめ問題への取組チェックリスト」（毎学期1回）を活用し、いじめ問題への教職員の意識化を図る。
  - (エ) 「児童指導情報交換」（週1回）において、全教職員で、児童のサイン発見と情報の共有に努める。

(オ) いじめ発見チェックシートを保護者に配付し、保護者との連携に努める。

(カ) 児童の言動をつぶさに観察し、些細な兆候であっても「いじめではないか」との疑いをもち、早い段階から適切に対応する。

### (3) いじめへの早期対応

ア いじめの情報の収集と記録、共有を行い、事実関係の把握に努める。その上で、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。なお、対応不要であると個人で判断してはならない。

イ 被害児童を守り通す姿勢で対応する。

ウ 関係した児童には、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、「いじめを生み出さない」「いじめを見過ごさない」集団づくりを行う。

カ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめにかかる行為が相当の期間止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会、又は「学校いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童・いじめた児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合には、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。「学校いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童への支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は、いじめられた児童といじめた児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

キ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する

ことが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては、教育的な配慮やいじめられた児童の意向を配慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。

#### (4) 重大事態への対応

いじめの重大事態については、法28条第1項に規定がある。

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

教育的配慮や被害児童への意向を配慮のうえ、

- ア 重大事態が発生した場合は、直ちに小山市教育委員会に教頭より報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。(別紙)
- イ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ウ 小山市教育委員会が主体となって調査を実施する場合は、調査に協力する。
- エ 調査結果については、被害児童や保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 4 いじめ防止のための職員研修

- (1) 児童が心を開き、安心して生活できる学級づくりにつながる校内研修を実施する。
- (2) 児童の心に響く道徳授業実践、学校課題をとおした分かる授業の実践につながる授業研究会を実施し、教職員の資質の向上に努める。
- (3) 児童一人一人のニーズに応えることのできる特別支援教育についての校内研修を実施する。
- (4) 教職員の人権に関する感覚を高める校内研修を実施する。
- (5) 教職員のいじめ問題に関する資質の向上を図るため、学校基本方針の理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (6) 「危機管理マニュアル」、教職員向けリーフレット、「いじめ発見チェックリスト」等を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (7) いじめを未然に防止するために、Q-U検査を実施し、分析を行い、情報を組織的に活用し、支援方針を明確にする。

#### 5 地域・家庭・専門機関との連携

- (1) 「田んぼの学校」等の地域の方との交流の体験をとおして、コミュニケーションの心地よさを感じさせる。
- (2) 学校いじめ防止基本方針や基本方針に基づく実施状況を学校便りやホームページ、保護者懇談会、学校教育活動説明会等により、保護者・地域の方々へ周知する。
- (3) P T A、寒川地区振興協議会、寒川公民館等との協議や共同事業等を実施し、児童の健

やかな成長を支援する。

- (4) 小山市教育委員会の指示のもと、警察署、児童相談所等との連携を図る。

## 6 学校の取組に関する検証・見直し、その他

- (1) 学校いじめ防止対策基本方針をはじめとするいじめ防止に関する取組について、適切に機能しているか、PDCAサイクルで点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 学校評価において、学校評価項目の中で、学校関係者評価を実施し、必要に応じて、保護者、地域の方の参画や児童の意見を参考にする。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページ等で公開する。

